

未熟児養育医療給付制度

体の発達が未熟な状態で生まれ、入院医療を必要とする乳児に対してその治療に必要な医療費を町が負担する制度です。養育医療の給付を受けることができるのは、指定養育医療機関に限られません。

○対象者：出生時2000グラム以下または医師が入院治療を必要と認めた乳児
※ 通院治療や退院後の再入院は対象になりません。

○給付の期間：1歳の誕生日の前々日まで

○申請方法：出生後2週間以内に町健康福祉課（保健センター内）に申請してください。

○申請に必要な書類

- 養育医療給付申請書
- 養育医療意見書（指定養育医療機関の医師が記入したもの）
- 世帯調書
- 同意書
- 健康保険証（赤ちゃん本人または加入予定の保険証）コピー可
- 印鑑
- 世帯全員の所得税額がわかる書類

※所得税額が証明できる次の(1)～(4)のうち、該当するものをお持ちください。

1月～6月に申請する場合は前々年分、7月～12月に申請する場合は前年分の証明書類が必要です。また、18歳未満の兄弟姉妹で未就業の方は不要です。

①確定申告をしていない方 ※会社員等で給与収入がある方	(1)前年分の源泉徴収票（コピー可） 年末調整が済んでいるもの	※ただし、源泉徴収票及び確定申告書の所得税額が0円の場合は、(3)の市町村民税課税（非課税）証明書も必要になります。
②確定申告をした方	(2)確定申告書等の控え 税務署または役所に提出したもの	
③上記以外の方 ※上記の証明書がない方、無職の方等	(3)市町村民税課税（非課税）証明書 役所で発行したもの。証明書の名称は各市町村で異なる場合があります。	
④生活保護を受けている方	(4)生活保護受給証明書	

ただし、①～③に該当する方で、課税の基準となる1月1日に町内に住所があった方は同意書を記入することで証明書類の提出を省略することができます。

課税の基準となる1月1日：1月～6月の申請は前年の1月1日、7月～12月の申請はその年の1月1日

（裏面へ）

○養育医療券について

- ・申請後、書類の審査を行い、承認の場合は「養育医療券」を発行します。
- ・申請から1週間ほどかかります。ご自宅に郵送しますので「養育医療券」が届いたら医療機関に提示してください。
- ・医療券の有効期限を超えて入院が必要な場合（最長1歳の誕生日の前々日まで）や、病院あるいは住所地等を変更する場合には手続きが必要となります。事前に保健センターへお問い合わせください。

【問合せ先】

野木町役場健康福祉課健康増進係

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4171 FAX 0280-57-4193